

8. 江藤俊昭教授によるスーパーバイズ

(1) 第1回スーパーバイズ（平成26年5月26日）

■市民との対話を大切に

5月18日に北市民プラザで開かれた議会改革特別委員会主催の市民の意見を聴く会に、私も参加させて頂きました。当日はワールドカフェ方式を多少アレンジして、小グループに分かれ市民と議員とが相互に意見交換していましたが、私の知る限りこのような方式を採用する議会はまだ少なく、良い方式だと感じました。議員が地域に出向き市民に議会の現状を説明し、質問を受け意見を聴くことは大変でしょうが、フォーラムとしての議会の意義を強く感じました。

議会が住民自治を進めるには市民と意見交換し、住民福祉の向上につなげることが大切で、今後も市民との対話を議会改革の中に位置付けて頂きたいです。

■公聴会・参考人制度の活用について

今日の議会改革特別委員会での委員間の議論を聞いて、国立市議会が活発な議会だと解りました。フォーラムとして議会を位置付けるとすれば議会が地域に出向くだけでなく、定例会の中で市民からの請願・陳情を政策提言と位置付けたり、公聴会や参考人制度を充実させていくことも必要です。

■議会改革の目的は何か

国立市議会が議会改革を行うに当たり、特別委員会内に「議会基本条例立案部会」と「議会費財政問題検討部会」の2つの部会を設けた理由が、市民に説明し切れていない印象を持ちました。特に「財政」と言うと、財政健全化のイメージがあります。行政改革ならコスト削減、効率性重視となりますが、議会改革はそうではなく地域民主主義の実現が目的となりますので、混同しないように気をつけなければなりません。

■議会基本条例の意義について

議会基本条例は単なる議会のルールに留まらず、自治のルールです。国立市では自治基本条例が制定されていないので、議会基本条例の位置付けは住民自治を担保する上でより重要な役割を果たすことが期待されます。

さて、議会基本条例を議会運営での最高規範と位置付ける議会が多いのですが、議会の組織や権限についてまで規定している例は少ないのが現状です。国立市議会がこれらを備えた議会基本条例を策定できたら「国立らしさ」も創出できるのかも知れませんが、数年すればこれも普遍化し、独自性が薄らぐことになるでしょう。議会基本条例は一度制定したら終わりではなく、定期的に見直しが必要です。

■議員定数について

私は議会での議論には最低でも7～8名の議員数が必要だと考えます。また、議長は常任委員会には加わらない方が良いとも考えます。そのことから、現在3つの常任委員会構成の国立市議会の定数が22名なのは、 $7 \times 3 + 1 = 22$ となり、ある程度妥当性があるのかなとも感じています。なお、議員定数は偶数が良いか、奇数が良いかと問われれば、個人的には奇数の方が良いのではないかと考えます。

■議員報酬について

議員報酬の計算方法には①原価方式、②比較方式、③収益（成果）方式と、大きく3つあります。国立市議会が会津若松市議会を参考に原価方式、つまり市長給与を基準に議員の実働時間数を乗じる計算方法を取り入れたことは、合理性があると言えるでしょう。ただ、議員の実働時間を算出する際、議員定数22名に対しサンプル数5名と言うのは少ない感じがします。

■市長諮問機関への議員の参画について

市長諮問機関は市長の下部機関であり、条例規定の有無に関わらず、そこに議員が参画することは市長と議会とが対等の関係であることと矛盾します。従って、議員は条例の規定がある場合を除き市長諮問機関に参画すべきでない、との論が成り立ちます。

しかし一方で、議員が市長諮問機関に参画しないと、議会が様々な行政情報を得る機会を失いかねません。そこで、委員が市長諮問機関に参画しない場合は、何らかの方法で行政情報を得る仕組み作りが必要となります。

(2) 第2回スーパーバイズ（平成26年9月22日）

■議会改革特別委員会と議会事務局との関係について

国立市議会の議会改革特別委員会では、委員会の会議を既に20回を開催し、さらに2つ部会を合わせた会議を40数回開催していることは、凄いパワーだと感じています。また、議員間の議論だけでなく市民の方々の意見を踏まえながら、さらに議論を詰めていることや執行機関にもコメントを求めて、委員会での議論の質をどんどん上げていることに驚かされています。

ところで、議会改革特別委員会として議会事務局からの意見は聴取されましたか。と言うのは山口県の山陽小野田市議会では、議会改革の取り組みに議会事務局が関わって議会事務局がコメントすることに加え、別立てでコメントを文章として受けています。議会からすると行政のコメントには少々引掛かるコメントもあるのですが、国立市議会のように議会事務局職員が部会にまで関わっているのならば、議会改革に対する議会事務局職員のコメントは、それなりの重みがあるのかなと思っています。

■議会事務局の独立性について

議会事務局の独立性については、本議会改革特別委員会の委員の皆さんが考えているように、私も大事だと思っています。二元代表制を掲げながら議会運営を行うとすれば、議会事務局の位置付けは執行機関ではなく、議会の側にあるのだと強調することがこの独立性の意味だと思います。

ただ、地方自治法の論理からすると、第138条で議会事務局は条例による設置になっているのです。これは酷い話なのですが、当該議会には議会事務局が必要なのだと言うことを明確にすることです。市職員が議会事務局に配属された場合、議会事務局職員としてしっかり働くのは当たり前なのですが、財政の仕組みや職員の勤務評定や給与などの関係から考えると、現在の議会事務局に独立性があるとは言えず、法第138条の規定の通りに関係者全員が解釈している訳ではありません。従って、国立市議会議会改革特別委員会が制定作業中の議会基本条例(案)の第23条で、「法第138条に鑑みて」との文言を入れる趣旨には、理論武装をしておいた方が良く考え、なるほどと思っています。

■議会改革の目的を明確に

国立市議会の議会改革の取り組みを評価した上で、敢えて何点かについて指摘をさせて頂きたいと思っています。まず、国立市議会として何のために議会改革を行うのかということが、市民からは解り難いのかなと感じます。例えば、北海道の栗山町議会は「開かれた議会を目指す」とか、福島県の会津若松市議会は「議会の権能を高める」とか、議会改革の目的が明確になっています。もう少し具体的に申し上げれば、条例とか議会を動かしていく条件が主語(対象)になっていますが、そもそも議会とは何ぞや、市民のための議会をつくっていく時には議会基本条例はどのような意味があるのか、議会費の財政問題を議論することにはどのような意味があるのかという観点が、恐らく議員の皆さんは理解した前提で議論しているのだと思いますが、市民からするとあまり理解できていないのではないかと注意しておく必要があるでしょう。

議会基本条例についてですが、基本的に上手くまとまっていると思います。議会だより臨時号に掲載されている「市民」、「議会」、「市長」の三角形の図は私も常々申し上げている「議会基本条例は議会のための条例ではない」ということを上手く表しています。

今日まで全国の自治体や自治体議会では、自治基本条例や議会基本条例が盛んに制定されてきました。議会基本条例については議会における最高規範と位置付ける例も少なくありません。しかし、議会基本条例の中には、最高規範の位置付けをしているにも関わらず組織や権限について明確に規定されていないものもあり、問題だと感じています。その意味からも、そろそろ議会基本条例をバージョンアップすべきではないか、と私は主張し始めています。ただ、議会基本条例を制定されていない国立市議会においては関係ないでしょうから、今私が申し上げたことは忘れて頂いた方が良くいかも知れません。

■議会基本条例立案部会の関連について

第一に、議会だより臨時号に掲載されている「議会基本条例(案)の5つのポイント」は条例(案)の国立市議会が目指す基本的事項が解りやすく書かれています。その上でいくつかの指摘を申し上げたいと思います。まず、市民参加について、「必要に応じて行う」とは毎年行うのか、その頻度が明確ではありません。また、第5条第2項で「事案に応じて用いる」とは、事案ごとに必ず用いなければならないのではなく、事案によっては用いなくても良いと解釈できてしまいます。例えば私が「議会報告会を年1回定例化・義務化してください」と申し上げているのは、議会報告会を年1回開催しようとするれば、議会自体を活性化が必要であり、議会が活性化しないのに議会報告会を開催したら、住民から批判されるのは必至です。今回、国立市議会の議会基本条例(案)からこれが抜け落ちていることを疑問に感じました。

第二に、反問権についてです。三重県議会の三谷元議長は反問と反論を分けていますが、栗山町議会などの議会基本条例では分けていません。国立市議会の場合は、反論も含めて反問として、議場で執行機関と意見を闘わせるところまで入れるかどうかのポイントになると思います。

第三に、議決事件の追加についてです。きわめて抽象的である基本構想について、議会がその議決責任を全うしながら、住民の福祉に繋げることが果たしてできるのか、という疑問があります。地域経営の根幹軸とも位置付けられる行政の総合計画について、議会基本条例に入れ込むのか、それとも別立てで条例に定めるのか、という課題があります。例えば北海道の栗山町議会、福島町議会では総合計画の策定に関する条例が既に制定されています。国立市議会としては、そうではなく議会基本条例に入れ込むのか、今一度検討する必要があると思います。

第四に、震災をはじめ自然災害など緊急時の議会の対応について、特に東日本大震災発災以降、議会としてどのように対応するのかが大きな課題になっていますが、国立市議会の議会基本条例(案)には、そのことが盛り込まれていません。

第五に、自治体間連携についてです。自治体間連携は第31次地方制度調査会でも取り上げられている今日的課題の一つです。国立市の様に都市にある自治体は地方にある自治体に比べ財政的に豊かでしょうが、人口減少や高齢化問題は都市も地方も共通の課題であるので、私は国立市にとっても自治体間連携は大切だと考えます。

■議会費財政問題検討部会の関連について

次に議会費財政問題検討部会の課題についてです。まず、この部会の略称を「財政部会」をしていることで、単に議会費の財政をどうするかという視点で議会改革を行っているのではないかと、という誤解を受けてしまうのではないかと、私は懸念を感じます。そうではなくて、この議会費財政問題検討部会という名称は、新しい議会をつくって行くための条件として、議会の財政をどのようにして行けば良いかという視点であると表していると理解はできました。

第一に、課題の設定についてです。議会だより臨時号には、議員定数、議員報酬、政務活動費、役職加算と4つのテーマが書かれていて、解りやすいと思います。但し、議会基本条例立案部会と同様に、何のためにこれら4つのテーマを選んだのかの説明が市民に対してもっと必要かなと思います。繰り返し申し上げますが、何をどのようにして作動するために、議会改革特別委員会でこのような議論が必要なのか。単に住民から議会に対し批判があるので、住民に各事項を知らせるというレベルではなく、今後、住民自治を進めるためにこのような議会費の問題がすごく大事な課題として浮上しているのだ、ということをおはもう少し書いた方が良いでしょう。

第二に、市長諮問機関への参画についてです。これら審議会委員に議員が入らなくなると、情報が入ってこなくなるので、それをどうするかという課題があります。

「首長と議会は対等である」と言っておきながら、議員が首長の下部機関である諮問機関の委員に就くことの意味をどう考えるかと言うことです。首長と議会で二代表制なのだから、議員が市長諮問機関の委員に就くべきではないというのは、原則論として妥当な意見だと思います。議会の議決権が絡むような案件であれば、議会で議論できる訳ですから。ただ、多様な住民の意見から一つの基準を決めるなどの議論をする時には、議会が住民の代表機関としてそこに入って一つの意見を言うことはあり得るのではないかと思います。また、議員が審議会委員の報酬を受け取るとなると、議員報酬と審議会報酬の二重取りになりますので、その点のビジョン化をしておく必要があると思います。

第三に、議員報酬についてです。国立市議会では会津若松市議会の原価方式を採用して、5名の議員のサンプルを基に議員報酬の額を算出されたそうですが、成果方式が採用できない中で会津若松方式はベターな方式と言えるのですが、幾つかの限界があります。一つはこの算出方法は時給計算になってしまうこと、もう一つは時給計算を前提にすると仕事をしている議員としていない議員との差をどうするか、との議論が出てくることです。さらに申し上げますと、現在の議員報酬額は600万円台で、今後の活動を含めて算出すると800万円台であるという説明だと、国立市議会議員は今まで議員報酬をもらい過ぎていたのか、ということが問題になってきます。国立市議会議員としての今後の活動イメージをもっと積極的に打ち出さないと、議員報酬を下げろという議論の方に着地する可能性があります。住民の前に出て、国立市議会議員としてこんな活動をしていくと説明する必要があると思います。

第四に、議員定数についてです。以前にも述べた通り、私は議会での議論には7～8名の議員数が必要と考え、議長は常任委員会に入らないほうが良いと考えます。その考えからすると、国立市議会が現在3つ常任委員会で議員定数22名であるのは、なるほどと思います。一方で、現在の国立

市議会にはほぼ同数で二分化されてしまっていて、議長を輩出している方が毎回の議決で負けてしまっていることを考えると、議員定数は奇数の方がよろしいのかなとも思います。議員定数の問題はなかなか悩ましい問題だと思います。

■ 質疑応答

〔藤江委員〕これから議会改革特別委員会として、江藤先生からのスーパーバイズや市民からのパブリックコメント、また市法制担当からの助言などを入れ込んで議会基本条例を制定しようとする、時間的に今年12月議会どころか来年3月議会までにも制定は間に合わないのではないかと心配だ。このまま無理やり12月議会に制定してしまうのが良いのか、それとも任期を持ち越して市議改選後にじっくり制定した方が良いのか。

〔江藤先生〕議会基本条例の内容の違法性が疑われるなど、よほど内容がひどいなら私も急いで制定しない方が良いと思うが、制定を改選後に引き延ばすと、一からやり直そうという話になって、さらに3年くらい制定が遅れてしまう恐れがある。国立市議会としては初めて議会を住民自治の中に登場させる訳で、住民は議会基本条例が何であるかをすぐに理解することが出来ない。だから、議会基本条例を制定した後、住民の声を聞きながら修正していけば良い。

〔小口委員〕議員定数に関し、常任委員会の定数について概ね7名程度が適当とお話があったが、議員定数によっては各常任委員会の委員数の均衡は保った方が良いのか。

〔江藤先生〕中核市の市議会では議員定数も多いため、常任委員会の委員数は7名を上回ることは想定できる。常任委員会の委員数は7名を下回らない方が良いとの考えから、5名とか6名にはしない方が良いと考える。

〔重松委員〕常任委員会の適正委員数は概ね7名程度との説明があったが、国立市議会で現在、8会派存在する1人会派からは会派代表者会議にはメンバーを輩出できず、2名以上で会派を結成している4会派の代表で構成されていることについて、どう考えるか。

〔江藤先生〕会派代表者会議は協議の場であるだろうし、1人会派の議員らもオブザーバーとして関われるのならば特に問題はないのではないかと。

〔重松委員〕1人会派の議員は会派代表者会議にオブザーバー出席ではなく傍聴者に過ぎない。1人会派が発言を許される場合は、会派代表者会議をいったん休憩して行っている。

〔江藤先生〕会派代表者会議を4名で議論するだけでなく、他の議員も発言する機会を設けられるように検討したらどうか。

〔重松委員〕議会基本条例の施行日はいつにしたら良いか。

〔江藤先生〕議会基本条例は地方自治の理念を具現化することだから、制定を延期しても住民が不利益を被ったり困るようなことは生じない。私は会議規則との整合性など整理が必要な場合を除き、できるだけ早く制定した方が良いと思う。

〔池田委員〕議員報酬の算出をするに当たり、会津若松市議会方式を参考にして私も自分の1年分の議員活動を算出した。その際、地域活動は議員活動にカウントしないとしたが、私としては普段

の地域活動が議員としての相談活動に繋がるケースもあり、地域活動は議員活動に含めてもいいと思っているが、どうか。

〔江藤先生〕現在では会津若松市議会方式が広まっているが、是非国立市議会方式を作って頂きたい。会津若松市議会のやり方が正解だとは言えず、地域に合った基準を作れば良い。

（望月委員）議決事件の追加について、議会で行政計画を議決事件に追加した場合、行政計画に掲載されていない事項は実行できない、ということなのか。

〔江藤先生〕総合計画について、そのようにしようということだ。

（望月委員）行政は東日本大震災以降に行政計画に掲載されていないことも実行してきたし、保育事業に関しても、行政計画に掲載されていないことを実行してきた。私たち議員にとっては、行政に「それは行政計画に掲載されていないからできない」と言われてしまう危険性があったので、今回、第10条で議決事件の追加については何を追加するか、具体的に条例の中には盛り込まなかった。そして、第11条では行政計画について、議会が行政側に説明を求めることを盛り込んだ。

〔江藤先生〕第11条は大変意味のあるものだと思う。また、第9条で行政に政策形成過程の説明を課したことも大事だ。

（前田委員）国立市議会の議会基本条例では議員報酬を議員活動の対価と規定しているが、これで良いか。委員会内では、生活保障ではないかとの考えもある。

〔江藤先生〕議員報酬を生活保障と位置付け、議員報酬を身分給の様に捉え、もらう権利があるとするのは無理がある。住民にとって一番解りやすいのは成果としての位置付けだが、これは数値化できない。だから会津若松市議会方式を採用する議会が多い。議員活動の実態を知らせながら、住民と一緒に議員報酬額を決めていこうと言うのが会津若松市議会方式だ。ところで、第25条「議員報酬」と市の報酬審議会との関係はどうなるのか。

（上村委員）市の報酬審議会とは別に、国立市議会でも第三者機関を設置し議員報酬について審議できないか、検討中だ。

〔江藤先生〕これはすごく大事な点だ。北海道の福島町議会でも議論されていることだが、行政の報酬審議会と議会の報酬審議会を議論を関わらせて、結論を導き出せば良いと思う。会津若松市議会ではそれが出来なかった。国立市議会が独自の附属機関を設置して議員報酬について審議し議会の意思を示すことは、大事なことはないか。

(3) 第3回スーパーバイズ（平成26年11月21日）

江藤先生から事前に送付していただいた資料「江藤メモ」を基にスーパーバイズの確認を行った。

議会基本条例立案部会関係

■市法制担当との連携について

メモ①質問に対応する前に、市の法制担当に条例案を見せたか

（阿部部会長）議会事務局を通して、行政管理部情報管理課、弁護士資格を有する法務担当課長に見ていただき、議会事務局を通してコメントをいただきました。

■他自治体議会との連携について

メモ②従来の議会基本条例事項は挿入されているが、また3.11の状況を踏まえた危機管理には触れられているが、この自治体間連携については触れられていない。

（上村委員）条例案第2条第5項に「他の地方公共団体の議会及び大学等研究機関との交流及び連携に努めること」と入れてあります。

■反問権について

メモ③反問権や市民参加についても今日的到達点を踏まえている訳ではない。

（阿部部会長）議会基本条例立案部会で再度議論をしたい。

〔江藤先生〕第7条中の「論点を整理する」の意味は。

（上村委員）市長の反問が議員の質問に制限を加えるようにならないように、反問は質疑応答の質を高めていくための論点整理、質問趣旨の確認を行うことであると位置付けた。

〔江藤先生〕それでは、まだ到達点に至っていない。今の説明だと、議員による質問の論旨が明確かどうかの趣旨確認をするということになる。今の平準的な議会基本条例は、反論を含めて条文化されている。

（上村委員）今日の到達点に至っていないことが判ったので、もう一度議会基本条例立案部会で議論したいと思います。

■市民参加について

〔江藤先生〕条例案では市民参加について明記されていたと思うが、議会報告会の開催について具体的な記載がないようだが。

（小川委員）それに関しては逐条の趣旨説明に書くことになっています。議会報告会は年に2回以上の開催を、意見交換会は年1回以上の開催を明記したいと考えています。

（生方委員長）江藤先生のご指摘は、議会報告会や意見交換会の開催を条文中に書いた方が良いとお考えでしょうか。

〔江藤先生〕議会報告会と意見交換会は議会の水準を下げないための大きな根拠になる。条文に議会報告会や意見交換会を必ず開催すると明記すれば、議会として開催に向けて頑張らざるを得ないと考える。条文明記もしくは趣旨説明に記載するとしても、実質的に行ってほしい。

■政策提言について

〔江藤先生〕 条例案第5条第3項の「政策提言として受け止め、適切・誠実にこれを審議する」というのは、具体的に何を行うのか。請願・陳情について、代表者を議会に呼んで趣旨説明を受けることも想定しているのか。

（小川委員） 趣旨及び解説に書いてある通り、政策形成サイクルに乗せていこうと考えています。

■所信表明について

メモ④所信表明は、なぜ議長・副議長だけが対象なのか。委員長は必要ないのか。

（阿部部会長） 委員長については互選の形を採っているのですが、特に所信表明をすることについて議論になっていませんでしたが、議会基本条例立案部会でもう一度議論してみたいと思います。

〔江藤先生〕 趣旨は理解するが、今後は委員会が力を持つことを考えれば、最終的には互選で良いと思うが、委員長になろうとする委員がどのような委員会運営を行うかということ踏まえた上での互選という意味と理解する。

■議員の身分と待遇について

メモ⑤第8章を「議員の身分と待遇」としてあるが、「議員定数及び議員報酬」の方が適切ではないか。

（阿部部会長） 前回の議会基本条例立案部会で、その通り修正したところです。

〔江藤先生〕 現在、全国議長会の3団体（都道府県・市・町村）は国に対し、地方自治法に議員の身分を書き込むように要望しています。本来、議員の身分の規定がないと議員定数や議員報酬は規定できないので、条例に議員の身分を規定するという考え方は理解できるが、実際にその議論がなかったのならば、「議員定数及び議員報酬」で良いのではないか。

■市民の定義について

メモ⑥市民の政府という場合、有権者だけを想定している訳ではない。住民はより広く自然人（日本国籍を有する者、あるいは成人）だけではない。代表者（議会を含めて）の活動は、単に選挙権を有する者、さらには選挙をした者に限られる訳ではない。むしろ、選挙権を有しない子どもは重要な公共サービスの対象である。市民の代表＝有権者の代表ではない。

（阿部部会長） 江藤先生のおっしゃる通りで、次回の議会基本条例立案部会で協議し、市民の定義を解説に入れたいと思います。

■ソーシャルインクルージョンについて

メモ⑦ソーシャルインクルージョンの理念を議会活動に活かすということの重要性を、議会から発信することの意義は認められる。国立らしさが出ている。議会だけではないでしょうという疑問も出るが、まず議会から発信するのも意義あることである。

（阿部部会長） ソーシャルインクルージョンについては、議会基本条例立案部会の中でもかなり時間をかけて議論し、条例案の前文の中にソーシャルインクルージョンの説明を入れ込むことにしました。さらに、ソーシャルインクルージョンの文言を条文に入れるかどうかについて、江藤先生のご意見を伺いたいと思います。

〔江藤先生〕 国立らしさが出るから、ソーシャルインクルージョンという言葉を入れて良いではな

いか。極論すると、それぞれの目的、何のためにというのは、本来、議会基本条例のルールのところには無い。アメリカの市民憲章には組織形態だけしか書いておらず、中身に触れている訳ではないが、今回、国立市議会の議会基本条例には、何のために議会は動くかという目的もちゃんと入っている。ソーシャルインクルージョンという言葉は、必要があれば条文の中に入れて構わないと思う。だから、住民の福祉の向上を目指そうという文言は、地方自治法の中にも入っている。

(生方委員長) 江藤先生のスーパーバイズを基に、部会での協議を経て委員会で決定したいと思います。

■付則について

(生方委員長) 付則で議会基本条例の施行日をいつからにするかという課題です。広報広聴委員会の設置との関係もありますので。

[江藤先生] 何とも言えないが、一方では本来条例体系を想定して条例を制定するのだから、体系的性が整うまで施行日を遅らせることも考えられる。他方で、別に定めることはこれだけでないので、施行しておいて早急に定める意思を示すこともできる。後者がベターと考える。幾つかの項目で整備されていないことがあったとしても、できることはたくさんあり、施行日を遅くする理由にはならない。市議選前に施行することで、選挙後もこれで動くことをアピールできる。

■請願・陳情について

(生方委員長) 「委員会が請願者を説明員として出席を求めることができない」とか「請願人本人または代理人などの委員会への出席を認めていない。故に紹介者が説明を行わなければならない」という解釈があり、それにどう対応すれば良いのか。

[江藤先生] このような考えの識者がいるというだけのこと。それよりも、住民がどう思うかというのを解釈してほしい。余程違法性がある場合には、市の法制担当がチェックする。

(阿部部会長) 江藤先生のスーパーバイズを基に議会基本条例立案部会でもう一度確認したいと思います。

■「市民を代表する唯一の議決機関」とは

[江藤先生] 地方自治法第96条で議決事件の規定があり、それについては基本的には議会なので、市議会が市民を代表する唯一の議決機関というのは間違いではない。首長が専決処分を行使することは例外的であることから。

(阿部部会長) 「執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能と監視機能を持っています」との文言の挿入をする考えだが、それで課題は解消できないか。

[江藤先生] それでよろしいのではないか。市議会は議決機関としては唯一だが、首長には規則制定権があり、意思決定機関となると唯一ではない。地方自治法には議会は単に議事機関としか規定されておらず、唯一との規定もないが、議会基本条例で最高意思決定機関と位置付ける自治体議会もあり、現在ではそれはよいのではないかと考える。

■倫理規定について

(上村委員) 議会基本条例案第3条第3項で議員の倫理規定について、ふさわしい品格とか高い見識などと議員が自分たちで書くのはおかしいと言われたので、人権感覚という言葉に置き換え

た方が良いと思いますが、先生のご意見をきかせてください。

〔江藤先生〕質問の趣旨が良く理解できないが、政治倫理条例までつなげる考えはないのか。

（上村委員）今はないので、第3条に入れたということです。

議会費財政問題検討部会関係

■国会議員と地方議員の相違について

（小口部会長）日本国憲法の前文で議員について定めた事実を表記した。

〔江藤先生〕日本国憲法で地方議員の規定は第93条だ。前文を引用すると国会議員の規定になってしまう。日本国憲法第43条、第44条は国会議員のことを規定しているので、議員を規定する場合は、国会議員と地方議員とを厳密に分けた方が良いとの考えもある。日本国憲法では第8章で地方自治を規定しているが、それ以外では議員というのは国会議員を想定しているということに気を付けてほしい。

■議会費について

〔江藤先生〕どのような議会を目指しているかという視点がないと、議会費についての結論は弱いということを指摘させてもらった。

■議員定数について

〔江藤先生〕委員会が討議できる人数が何人なのかという視点が1つ。もう一つは、委員会数を3つに設定した根拠がほしいと考えるが、これはなかなか難しい問題だ。また、議員定数全体は議論が真っ二つに分かれた時には議長を輩出している側が数的に負けることを考えると、奇数の方が望ましいと考える。一方で議長を除いて偶数にすると、可否同数になる場合が生じる。昔は可否同数の場合は否決とみなすとの考えもあったので、議長裁決の際に混乱が懸念される。

■議員報酬について

〔江藤先生〕議員報酬の中に将来の活動を算入しているのか。

（前田委員）算入していない。

■市長諮問機関への議員の参画について

〔江藤先生〕法定義務のない市長諮問機関への議員の参画はしないと、審議会に関する情報は事前に資料でもらうとの話だが、もう一步突っ込んで審議会の委員と意見交換することも考えて良いのではないか。

■最後に

議会改革の取り組みは、1回で完全なものではないと思うので常にベターを目指し、今後の課題は次期議会に申し送りして頂ければよいと考える。